

いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての
消費者委員会意見について

令和元年 8 月 22 日
消費者庁

1 消費者委員会意見 1 について

- (1) 消費者庁としては、物品等を販売すると同時に、当該物品等を預かり、第三者に貸し出す事業等を通じて生じた利益を還元する等と謳って消費者を誘引し、当該消費者に物品等を購入させたり、連鎖販売取引についての契約を締結させたりすることによる消費者被害が発生していること（いわゆる「販売預託商法」という名称でこの悪質商法の手口を称することもある）について極めて問題であると考えており、この点について、消費者委員会の問題意識と一致した認識を共有している。
- (2) この際、悪質なこうした手口による商法が大きな消費者被害をもたらす主因は、その実質が消費者への虚偽の説明・勧誘等によってなされる訪問販売や連鎖販売取引等を通じて、高額の商品を購入させたり、高額を負担を消費者にさせて、悪質事業者が違法な利益を収受する取引であることにあり、「商品を買って預かる」という行為自体に問題の本質があるものではないと考えている。
- (3) これを踏まえ、こうした悪質商法に対する法執行については、現行の特定商取引法等の法令に基づき、厳格かつ強力に法執行を行っていく必要があると考えており、これまでも数々の行政処分実績がある。

(「販売預託商法」に関する事件に関する処分の例)

事業者名	行政処分
ジャパンライフ株式会社	①平成 28 年 12 月 16 日 一部業務停止命令（3 か月）等（預託等取引、連鎖販売取引及び訪問販売） ②平成 29 年 3 月 16 日 一部業務停止命令（9 か月）等（預託等取引、連鎖販売取引及び訪問販売） ③平成 29 年 11 月 17 日 一部業務停止命令（1 年間）等（業務提供誘引販売取引） ④平成 29 年 12 月 15 日 一部業務停止命令（1 年間）等（預託等取

	引及び連鎖販売取引)
WILL株式会社	①平成30年12月20日 一部業務停止命令(15か月)等(連鎖販売取引) ②令和元年7月19日 一部業務停止命令(24か月)等(訪問販売)

- (4) このため、まず第一に必要なのは、現行法令に基づく執行強化及び体制整備であると考えており、仮に「販売から始まる預託取引を対象」とした新たな禁止行為を個別に法定する場合には、既存の特定商取引法等の禁止行為(不実告知や重要事項不告知等)に重畳的な規制を重ねるだけの内容にならないよう、現実の違反行為の取締りの実効性を真に上げるものとなっているのか、その内容を慎重に検討すべきであるとする。
- (5) また、「販売から始まる預託取引」に係る禁止行為を定めることによって、悪質な事業者がその規定に形式的に該当しないような類似の潜脱・脱法行為を巧みに考え出して、新たな「手口」による消費者被害を誘発するおそれもあり、違反行為の抑止・消費者被害防止につながるかどうか十分な確証が得られているとは言い難いと考えられる(むしろ、特定商取引法に基づく「不実告知」等の禁止行為により、虚偽の説明による勧誘を広く禁止行為の対象としておくことの方が、悪質な事業者の違反行為に広く網を被せられるということを見逃すべきではない)。

2 消費者委員会意見2について

いわゆる「販売預託商法」を行う事業者を対象とする参入規制を設けることについては、以下のとおり適切ではないとする。

- ① 参入規制として何らかの要件(許可、届出等)を定めても、悪質な事業者は敢えてこれに該当しないように業態を変えて潜脱を図ることも容易に予想される(無許可営業の横行のおそれ)。
- ② 業規制の対象としても、違反者に対する制裁は、結局は業務改善命令や業務停止命令等の行政処分が中心となり、現行法令に基づく行政処分と何ら変わらない。
- ③ 「商品を販売してもすぐには引き渡さない」、「物品を預かりその見返りに財産的利益を供与する」といった取引は様々な業種・商品で行われている又は行われる可能性があり、悪質な事業者が規制から逃れる可能性がある一方で、形式的に当てはまる事業者への負担が増すこととなり、規制としての合理性が乏しい。

- ④ 参入規制には、様々な手法（例：許可、届出等）があるが、いずれの手法によって行うにしても、「業規制」を行う上で、悪質な事業者を監督・規制することは極めて困難であり、規制のために膨大な行政コストがかかる中で費用対効果を十二分に考慮することが大前提となる。
- ⑤ 仮に参入規制を導入した場合、悪質な「販売預託商法」を行うような事業者は、「消費者庁届出済み」、「消費者庁認可事業者」と名乗り、広告・宣伝を行うことで、消費者庁が悪質な「販売預託商法」を許容しているかのような誤解を強く消費者に与え、逆に消費者被害を増長させてしまう懸念も大きいと考えられる。

以上